

第59回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和8年2月2日（月）
13：30～
場 所 岩手教育会館ホールAB

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

- (1) 岩手県環境基本計画（改訂案）について
- (2) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（改訂案）について
- (3) 第四次岩手県循環型社会形成推進計画（最終案）について
- (4) 令和6年度岩手県環境基本計画の進捗状況について
- (5) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (6) 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の改正について

4 その他

5 閉 会

（出席委員）

石川奈緒委員、岩井光信委員、齊藤貢委員、渋谷晃太郎委員、塚本善弘委員、辻盛生委員、寺長根実委員、晴山渉委員、緒方弘志特別委員

（リモート出席委員）

伊藤歩委員、大友幸子委員、小野澤章子委員、小野寺真澄委員、櫻井麗賀委員、佐々木千恵子委員、佐藤美加子委員、篠原亜希委員、鈴木まほろ委員、高田貞一委員、丹野高三委員、山内貴義委員、木野正登特別委員（佐々木剛氏代理出席）、中尾吉宏特別委員（樋川満氏代理出席）

（欠席委員）

菅原情子委員、武田哲委員、柗屋伸夫委員、盛合敏子委員、

（五十音順）

1 開 会

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

開始遅れまして大変申し訳ございませんでした。それではただいまから、第59回岩手県環境審議会を開催します。

私は、事務局を担当しております環境生活部副部長の内城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。暫時、司会を務めますので、よろしくお願いいたします。

本日でございますが、委員27名中18名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、審議会条例の規定によりまして会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、当審議会でございますが、県の指針に基づきまして、会議録を公表するまで

の間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承をいただければと思います。

それでは開会にあたりまして、環境生活部長の中里より御挨拶申し上げます。

○ 中里環境生活部長

皆様、大変お疲れ様でございます。第59回岩手県環境審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様方にはお忙しい中、そして足元が悪い中、本日は御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。また、日頃から本県の環境行政の推進に当たりまして、御支援御協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

前回9月の審議会で、基本的方向についての答申をいただきました。「環境基本計画」、「地球温暖化対策実行計画」、そして「循環型社会形成推進計画」の3つの計画につきましては、パブリック・コメント等を経まして、今回、最終案を取りまとめ、県議会2月定例会に議案として提出させていただくこととなっております。

本日はその最終案につきまして御報告をいたしますが、これまで委員の皆様方には、審議の御協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、計画最終案のほか、その他の報告事項もございますので、忌憚のない御意見をちょうだいできればと思っております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

それでは、次第の「3 報告」に入りたいと思います。

以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。それでは早速会議の次第により議事を進めてまいります。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、報告『(1) 岩手県環境基本計画の(改訂案)について』事務局から説明をお願いいたします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、環境生活企画室企画課長の吉田と申します。大変恐縮ですが、着席の上で説明をいたします。

まず資料1、岩手県環境基本計画についてのファイルをお開きください。

9月19日に開催されました当審議会において、改訂の基本的方向性について答申をいただきました「岩手県環境基本計画」でございますが、県議会12月定例会での報告後、パブリック・コメント等を行い、その結果等を反映させました。改訂案（最終案）を取りまとめましたので、その内容について説明をさせていただきたいと思っております。

パブリック・コメントの実施状況ですが、2に記載の通り、昨年11月18日から約1か月間実施いたしまして、パブコメのこの期間内に合わせまして、県内4か所において、地域説明会を実施し、改訂案に係る御意見を県民の方々に伺ったところです。

なお補足ですが、このあと説明をいたします、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」そして「第四次岩手県循環型社会形成推進計画」につきましても、同じ日程にてパブコメ及び地域説明会を実施しております。

当計画のパブコメの結果といたしましては、中段に書いてございます通り、意見提出人数が14人、意見件数が30件となっております、意見の反映状況は、(3)の表の通りとなっております。

このうち、A区分の「全部反映」が2件、B区分の「一部反映」が1件となっております、この3件の意見について、計画案を加筆修正したところです。

2ページを御覧ください。そのA区分・B区分の意見の内容と、本文への反映状況について説明をしたいと思います。

まず、A区分全部反映の意見についてですが、2つ御意見がございまして、この2つの意見とも、第3章の「環境分野別施策」の中の第3項「生物多様性の保全、自然との共生」のところになります。

1つ目の意見について、この第3項は、ネイチャーポジティブの実現への取組について、記載されているものですが、対応の方向性として、生物多様性の「保全」にとどまらず、「増進」の要素も盛り込まれていることから、それを広くアピールするため、施策の1つ目の柱のタイトルを「生物多様性の保全」から「生物多様性の保全・増進」に変更してはどうかといった御意見がございまして、県の趣旨を踏まえまして、そのように修正することとしました。

2つ目の意見、これは野生鳥獣対策に係る部分ですが、クマやシカの出没増加に対し、単なる駆除だけではなく、緩衝地帯、里山の整備ですとか、ゾーニングに関することを具体的に示してほしいとの意見については、その趣旨を踏まえ、野生鳥獣対策に関する項目に「緩衝帯の整備等による人と野生動物との棲み分け」を記載いたしました。

続いてその下に記載がありますB区分「一部反映」についてです。こちらも第3章となりますが、項目は第1項の気候変動対策のところになります、その内容については、公共交通機関が限られる地域でのEV普及策や、貨物輸送の効率化、交通弱者への配慮について検討が必要ではないか、といったものとなっております。

この意見に対する反映状況としましては、EV、電気自動車の普及策について、電動車の転換には、公共交通車両もこの計画の中に含んでおりますので、「自動車交通における低炭素化の推進」の施策の方向に、自家用車のほか、「商用車においても」といった言葉を明記しました。また「貨物輸送の効率化」については「船舶や鉄道利用による貨物輸送へのモーダルシフトを促進する」旨を追記しております。

続いて、3ページになります。3ページは、C区分、D区分の意見のうち代表的なものを載せてあります。これらC区分、D区分の意見は、右側に記載がある通り、既に県で対策、対応に取り組んでいるものや、事業実施の段階で参考とさせていただくものとなっておりますので、時間の都合上、本日の説明は割愛いたします。

続きまして、4ページにまいりまして、意見数が1つとなっております。E区分の「対応困難」についてですが、一般廃棄物リサイクル率の目標値の見直し、27%から23%に見直したものですが、これについては、施策の強化と合わせて、再検討すべきではないかといった御意見がございました。

この意見に対する考え方については、右の欄に記載があります通り、当審議会からの意見を踏まえ、当該目標値は、デジタル化により紙ごみが減り、全国的に一般廃棄物のリサイクル率が低下傾向にある現状や、国の一般廃棄物リサイクル率の目標値が、現状値から6.5ポイント上乗せで設定されていることを考慮しまして、県の現状値16.4%に約6.5ポイントを加えた23%に設定したものとなっているということでございまして、目標値の修正に至った理由や経緯、考え方について、丁寧に説明をしていきたいと考えております。

最後に、3番の「今後のスケジュール」についてですが、2月県議会定例会に承認議案を提出し、議決を得た後、速やかに計画を改訂し、県民等へ公表したいと考えております。

なお、5ページには、これまでこれまでの当審議会において説明をいたしました当計画見直しの方針ポイントが記載されております。

また、6ページ、7ページは、資料1-2としまして、当計画改訂案の概要が載っております。8ページ以降は、資料1-3として、改訂案の本文・全文がありますので、御参考としていただければと思います。

説明は以上となります。

○ 渋谷会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

次に、リモート出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思っております。御質問がある委員は挙手ボタンを押していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。特に、御意見等ないようですので、御報告ありがとうございました。

続きまして、報告の「(2) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（改訂案）について」事務局から御説明をお願いいたします。

○ 千田特命参事兼グリーン社会推進課長

はい、環境生活企画室グリーン社会推進課長の千田と申します。よろしくお願いたします。

資料につきましては、フォルダの方に入っております、資料2と資料2参考という2つのファイルを使わせていただきますが、まず資料2、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画改訂案について、こちらの方から御説明をいたします。

1の経緯及び2(1)のパブリック・コメント等の実施期間につきましては、先ほどの岩手県環境基本計画に同じです。

2のパブリック・コメント等の実施状況のうち、(2)の意見提出人数については、10人から31件の意見をちょうだいいたしました。

意見の反映状況については、(3)の表の通りとなっております「全部反映」が3件、「一部反映」が2件となっております。

これらを踏まえて取りまとめた本計画の改訂案は、概要版を資料2-2として6ページ以降に、本文を資料2-3として8ページ以降に添付しておりますが、説明は省略いたします。

2ページを御覧ください。主な意見と検討結果を御説明いたします。まず初めに、「A：全部反映」についてです。1つ目は、図書館やスーパーなど、気軽に集まって涼むことのできるクールシェアスポットについての御意見です。

改訂素案では、気候変動への適応策の暑熱対策に位置付けておりましたが、省エネルギー対策に位置づける必要性に関する御意見があり、これを反映することとし、計画中「エネルギーの効率的な使用促進」の具体的対策として記載いたしました。

2つ目の各主体の役割については、改訂素案において、施策体系等の表の中に、市町村や事業者、県民が記載されているものの、「県」の記載がないとの御指摘を踏まえまして「県」を追加いたしました。

その下の「B：一部反映」の表を御覧ください。1つ目は、再生可能エネルギーの適正立地に向けて、ネガティブゾーニングの実効性の担保が必要であり、法定外税等、他県の取組を参考とすべきという御意見です。

このうち、法定外税については、導入済みの他県等の効果の把握や、県内市町村の意向も踏まえた慎重な検討が必要であり、現時点では対応困難と考えています。

一方、適正立地に向けては、陸上風力発電に係るレッドゾーンを公表しているほか、環境影響評価条例で、国よりも厳しい規模要件を設定するなどの取組を行っている

ことから、これらの内容をコラムとして追加いたしました。

2つ目は、計画を読んだ主体が、自分が担っている役割などがわかるように整理してほしいという意見と「いわて地域脱炭素推進員」の呼称についての指摘です。

まず、役割につきましては、本審議会特別部会の委員からも「役割を明確に県民の方々へ伝えるように」という御意見をいただいていたところでございますので、今回は計画の修正は行わず、改訂計画公表に合わせて、主体ごとに本計画の普及版を発行し、対応させていただきたいと考えております。

また、呼称については、法律で規定する「地球温暖化防止活動推進員」を本県では、令和6年度より御指摘にある呼称を使用していることを踏まえて修正いたしました。

3ページを御覧ください。「D：参考」、そして4ページの「E：対応困難」については、この場で一部のみ説明をいたします。

まず、「D：参考」の2つ目を御覧ください。部門別目標を明示すべきという御意見と施策推進指標に二酸化炭素削減見込割合を明示すべきという2つの御意見です。このうち、施策推進指標への二酸化炭素削減見込割合の明示については、次期計画策定の際の参考にしたいと考えています。

現在の計画における施策推進指標は、施策の実施状況を示すとともに、その実施状況进行评估するため、具体的取組内容のうち代表的な取組、例えば、市町村の温暖化対策実行計画の策定数や温暖化防止に取り組む県民の割合などを成果指標として設定しております。

このため、温室効果ガスを57%削減するという基本目標に対し、施策推進指標がどの程度貢献するかという設定方法をとっていないことから、次期計画の策定の際に、設定指標と削減目標値との連動の可能性について検討したいと考えるものです。

4ページ、「E：対応困難」の2つ目を御覧ください。次世代エネルギーに位置付けられているアンモニアを除外すべきという意見については、国の第7次エネルギー基本計画における位置付けを踏まえて、原案通りとしたいと考えております。

このほか、県議会12月定例会の環境福祉委員会において、地熱発電の導入促進に関する御意見がございました。そこで、次世代型地熱技術について、コラムを追加いたしました。

今後のスケジュールについては、岩手県環境基本計画と同一です。

次に、参考資料として添付しております、資料2参考のファイルをお開きください。こちらは、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の進捗状況についてです。今回の実行計画の改訂案は、これらの進捗状況を踏まえて検討しており、9月19日に開催した第58回岩手県環境審議会にもお示ししておりますが、改めて概要を御報告いたします。

はじめに、3つの基本目標の進捗状況についてです。1ページ目には、温室効果ガスの排出量の状況をグラフでお示ししております。現時点で把握できる直近の排出

量である 2022 年度は、基準年である 2013 年度以降、最小となっており、目標に向けて減少傾向を維持しています。

次に、2 ページ目の左側、再生可能エネルギーによる電力自給率は 2024 年度において、電力需要が計画想定を上回ったことや一部発電施設において、設備更新などに伴う発電停止が行われたことなどから 43.3%でしたが、再生可能エネルギーの導入量自体は着実に増加しています。電力自給率の目標達成に向け、引き続き電力需要量を低減させるための省エネ対策等、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいく必要があります。

右側の森林吸収量の見込みについては、主伐面積の減少が続いていることから、再造林面積も伸び悩んでいるなど、森林吸収量が 2019 年度以降、減少傾向にあります。目標値を上回る吸収量を維持しています。

3 ページ目以降は、施策推進指標の進捗状況をまとめています。左側の円グラフの通り、全 34 指標中、目標達成率 100%以上の達成度 A が 20 指標。目標達成率 80%以上 100%未満の達成度 B が 4 指標。80%未満の達成度 C 及び D が 10 指標となっています。個々の指標の達成度は、4 ページ以降に記載しておりますが、時間の都合上、説明は省略いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○ 渋谷会長

御説明ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問受けたいと思います。いかがでしょうか。辻委員。

○ 辻委員

本文の方で気になったところが 1 点あったんですけども、以前私の方から指摘した記憶もあるところで、19 ページ、本文の方です。温度上昇の推移のグラフがありまして、それぞれ盛岡と宮古と大船渡の事例が載っていると思うんですけども。それぞれ盛岡は 100 年ぐらい、宮古はもう少し長いんですね、大船渡は 60 年ぐらいですかね。そんな感じで過去にさかのぼる期間が違う、グラフの全体のトレンドを回帰直線でトレンドを引いてますが、その傾きをもとに、100 年当たりで何℃というような形で 100 年当りに言い直して表現してるんですね。これっておかしいと思うんですけども。100 年当たりではなく大船渡の事例であれば、過去 60 年間でトレンドですので、最近、気候上昇傾向大きいわけですよ。そうすると当然その傾き大きくなるわけで、これを 100 年当たりっていうふうに言っちゃうのはちょっと。これ間違いじゃないかと思うんですけども。この辺り前にも指摘した記憶あるんですけど、何でこれが直らなかったのかちょっとよく覚えていなくて恐縮なんですけど教えてください。

○ 千田グリーン社会推進課長

こちらについては、気象庁、それから盛岡地方気象台のデータを活用させていただいております、これですね、もし私どもの方で別加工していないというところがございます。国の方で出されている資料をベースにして、現状のほうを記載させていただいているという状態です。

○ 辻委員

ありがとうございます。国の方のデータの出し方っていうのがわからないんですけども、これもやはり大船渡で100年当たり3℃、上昇したっていう表現の国の方でされてるんですか。そうなんですか。

○ 千田特命参事兼グリーン社会推進課長

気象台の方で、公の資料として出されている資料の方を持ってきておまして、この表現はそうように使われておりましたので、大変申し訳ございませんがこのままの表現で行かせていただきたいと考えております。

○ 渋谷会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。次にリモート出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思っております。御質問ある委員は挙手ボタンを押していただきたいと思っております。はい、特にないようですね。御報告ありがとうございました。

続きまして、報告の「(3)第四次岩手県循環型社会形成推進計画（最終案）について」事務局から御説明をお願いいたします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、資源循環推進課総括課長の古澤でございます。資料3「第四次岩手県循環型社会形成推進計画（最終案）について」をお開きください。

資料3-1を御覧ください。パブリック・コメント等を踏まえた、最終案について説明をいたします。

パブリック・コメントの状況としましては、意見件数11件でございます。その反映状況としましては、表に示しております通り、意見に沿って修正としたものは4件、趣旨同一が3件、対応困難1件、その他3件になります。

2ページを御覧ください。意見に対する検討結果になります。この資料には、意見件数11件のうち、主なものを掲載しております。これ以外のものとしては、資料編における最新情報への修正等ということになってございます。

まず、A「全部反映」とした意見でございますが、一般廃棄物の処理は、市町村の

他、一部事務組合もあるので市町村等としてはどうかという意見でございましたので、これに対しては意見の通り、修正ということになります。

次にC「趣旨同一」とした意見。ごみの分別の徹底を進めるべきではないかという意見に対しては、家庭ごみ有料化減量化研究会の開催、プラスチック再商品化事業者開拓支援事業の実施等、ごみ分別の施策を実施していく旨、計画に記載していることから、意見と計画案の趣旨は同一ということで整理をいたしました。

その下の意見、使い捨てプラスチック削減への支援や規制が必要ではないかという御意見に対しては、プラスチック資源循環法による規定があること、支援としてはプラごみ削減協力店制度の運用による普及啓発活動を実施していく旨、計画に記載しておりますので、意見と計画案の趣旨が同一ということで整理をいたしました。

3ページ目を御覧ください。E「対応困難」とした意見でございます。これは環境基本計画へのパブコメの意見と同じですけれども、リサイクル率の目標をもう少し高くするべきではないかという趣旨の意見に対してでございますが、国の目標値の設定と同様に、現状値を踏まえて設定したものであること、リサイクル率が低下傾向にある要因、この目標に向けて取り組んでいく旨、計画に記載しているところであります。意見の趣旨に沿った対応というのは難しいですが、丁寧に対応して参りたいと考えてございます。

その下のスケジュールでございます。2月議会常任委員会で報告し、年度末に策定・公表する予定でございます。

資料の3-2を御覧ください。第四次岩手県循環型社会形成推進計画の概要になりますので、簡潔に説明をいたします。

計画策定の趣旨に記載の計画期間は令和8年から12年の5年間でございます。中央上部に記載の目指す姿は、循環経済への移行で質の高い生活が持続する岩手。計画のポイントとなる取り組みについては、右側に記載の施策の展開方法のところを御覧ください。

1つは1の(2)の、新たな環境ビジネスの創出支援による、循環経済サーキュラーエコノミーへの移行でございます。

2つ目としては、1の(4)適正なりサイクル体制の確立のため、今のところの市町村への減量化策、分別リサイクルに関する助言を行っていくこととなります。

3つ目としては同じく、1の(4)のところですが、製品プラスチックの分別収集・再商品化によるプラスチックの資源循環の促進になります。

4つ目としましては、2の(1)、地域の実情にあったごみ処理の推進体制の確保のためのごみ処理広域化の推進でございます。5つ目としては2の(3)災害に備えた廃棄物処理体制の構築のための、市町村の災害廃棄物処理計画策定、円滑運用支援といったところでございます。資料3-3は計画本編になりますので、後程御参照ください。説明は以上になります。

○ 渋谷会長

御説明ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問受けたいと思います。いかがでしょうか。特にありませんでしょうか。次にリモートの出席の委員の皆様方から御質問いただきしたいと思います。御質問のある委員は挙手ボタンを押していただききたいと思います。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。特に御意見ないということで、どうも御報告ありがとうございました。

続きまして報告の「(4) 令和6年度岩手県環境基本計画の進捗状況について」事務局から御説明をお願いいたします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、資料4「令和6年度岩手県環境基本計画の進捗状況について」のファイルをお開きください。資料4をお開きください。岩手県環境基本計画に基づきます令和6年度の主な取組・事業などについては、9月19日に開催されました、前回の審議会において、すでに報告を行っていたところですが、今回は黄色の網掛けがされております、前回未確定だった実績値等を踏まえた指標の達成状況や、各分野の進捗状況を中心に御説明をいたします。

1ページ2ページにかけて記載がありますが、現行の環境基本計画は「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けておりまして、1ページに記載があります「横断的施策」では、総合的指標として3分野に5指標を、2ページの「環境分野別施策」では、総合的指標として、5分野10指標の他、施策推進指標として28指標を設定しているところです。

前回の審議会開催時点で、実績値が未確定であった指標は「環境分野別施策」のものだけでしたので、本日は当該指標のみを簡単に説明したいと思います。

2ページを御覧ください。環境分野別施策における進捗状況ですが、ページ中ほどの表に記載があります「1気候変動対策」については「遅れ」、「4環境リスクの管理」については「順調」となっているところです。

続きまして、6ページを御覧ください。「1気候変動対策」についてですが、(1)の表の2段目「再生可能エネルギーによる電力自給率」になりますが、目標値50%に対して、実績値は43.3%、達成度はDとなっております。

実績値の要因としては、先ほど地球温暖化対策実行計画の説明の中でもございました、またその下に記載がございますが、自家消費型を含む太陽光発電設備の導入等によって、県内の再生可能エネルギー導入量というものは増加した一方で、県内全体の需要電力量が想定を上回ったことに加えまして、設備更新等による一時的な発電停止に伴って、発電電力量が減少したことなどにより伸び悩んだといったことが考

えられます。

続いて、7ページを御覧ください。表の中ほど「再生可能エネルギー導入量」と「チップの利用量」については、ともに実績値が目標値を、上回っておりまして、達成度はAとなっているところです。

続いて9ページを御覧ください。「2循環型地域社会の形成」のところになりますが、ページ下部の(2)の表、上から2段目のエコショップいわて認定店等による店頭資源回収量の指標ですが、目標値2,100トンに対し、実績値は1,982トン、達成度はCとなっております。

達成度がCとなった要因についてですが、10ページの表の下に記載の通り、エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量は、資源化物のうち最大割合を占める紙類が、新聞や雑誌等のデジタル化に伴いまして、回収量は年々減少傾向にあることが考えられるといったこととなります。

続いて13ページを御覧ください。「4環境リスクの管理」のところになりますが、(1)番の表のところですね「河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率」については、目標値99.1%に対し、実績値は97.4%となっております、達成度はBとなっております。

その下「大気中のPM2.5等環境基準達成率」については、目標値、実績値ともに100%でございまして、達成度はAとなっております。

また、その下の表「(2)施策推進指標の状況」にあります「有害大気汚染物質の環境基準達成率」については、これも目標値、実績値ともに100%でございまして、達成度はAとなっております。

前回審議会において未確定だった実績値等を踏まえました、指標達成状況については、以上の通りとなりますが、この「令和6年度岩手県環境基本計画の進捗状況」については、その内容を取りまとめまして、今年度末に令和7年版の環境報告書となる予定となっております。説明は以上となります。

○ 渋谷会長

はい、御説明ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。特にありませんでしょうか。次にリモートの出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思っております。御質問のある委員は挙手ボタンをお願いいたします。大友委員お願いいたします。

○ 大友委員

13ページの(1)の上の達成度がBですが、年度目標値が99.1に対して、97.4。この上のBOD等環境基準達成率だけBです。令和3年からは少しずつ達成率が上

がってきて、例えば令和5年の98.3でもB判定、つまり99.1を超えなければ、B判定、その他はみんな100なのでA判定はわかるのですが、どこまでいったらAになるんですか。

○ 渋谷会長

はい、お願いします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、Aになる場合は99.1%を、以上になった時点で、Aになります。

○ 大友委員

それは少しでも、下回ればB判定ってことなんですね。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、そうです。A・Bの付け方については、このページでこの資料の2ページの左下に達成度の計算方法を書いてございますので、そちらを御参考にしていただければと思います。

○ 大友委員

はい、わかりました。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。会場の方もよろしいでしょうか。はい、それでは御報告ありがとうございました。

続きまして、報告の「(5) 第1回温泉部会の審議結果について」温泉部会長職務代理者の大友委員から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○ 大友委員

はい、温泉部会職務代理者の大友です。温泉部会審議結果の報告は2件あります。御覧のように2件あります。それで、これを御覧になりながら、御報告いたします。

令和7年8月19日付けで、岩手県から諮問された温泉掘削許可申請について、9月8日、温泉部会を開催しました。

申請者は、ここにあるように、1-1と1-2の2件あります。上の1-1ですけれども、JR東日本って言った方がわかりやすいと思うんですが、その盛岡支社の執行役員の大森健史さんから1件申請がありました。

それからもう1つは、鶯宿温泉開発株式会社、代表取締役の若林武文様から申請が

ありました。

それで、温泉法第3条第1項の規定に基づき、この温泉掘削許可申請を審議した結果、2件とも既存の温泉の湧出量や、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、両方とも右側のこの答申のところでは、許可相当2件にしております。温泉部会からの報告は以上です。

○ 渋谷会長

はい、大友委員御報告ありがとうございました。

ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様から御質問いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。何かございますでしょうか。特になければ次にリモート出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思ひます。御質問ある委員は挙手ボタン押していただきたいと思ひます。特にないようです。御報告ありがとうございました。

続きまして報告の「(6) 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の改正について」事務局から御説明をお願いいたします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、資源循環推進課の古澤でございます。資料6「循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の改正について」というファイルを御覧ください。

まず、改正の趣旨でございます。資源循環の促進のための再資源化事業者等の高度化に関する法律、通称「高度化法」という新しい法律が施行をされました。

この中に、国が認定した者は廃棄物処理業等を不要とする特例制度がございますので、県の循環型地域社会の形成に関する条例に規定する事前協議を不要とするように、施行規則を改正しようとするものでございます。

2の現状のところでございますが、廃棄物処理施設の設置等を行う際には、県知事との事前協議が必要ですが、国の認定を受けた者は、事前協議の対象外としてございますので、これと同様の取り扱いとしようとするものでございます。

3の高度化法の認定制度の内容でございます。高度化法は、再資源化事業の高度化を促進するために、国が認定し、廃棄物処理業等の許可手続きの特例、つまり、許可を不要とするというものでございます。

改正内容でございます。2ページのフロー図を御覧ください。上段が通常の手続きフローでありまして、廃棄物処理事業を行うためには、県条例に基づき事前協議を行った上で、廃棄物処理法に基づく許可を取得して、初めて事業実施ができるということになります。

今回の改定は、下段、赤で囲っております通り、国が認定した事業者については、県との事前協議を不要とし、認定による特例で廃棄物処理法に基づく許可不要とな

るものでございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、スケジュールでございます。改正規則の施行は4月1日を予定してございます。説明は以上です。

○ 渋谷会長

はい、御説明ありがとうございました。ただいまの説明について、まず会場の委員から御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして、リモート出席の委員から御質問いただきたいと思います。御質問のある委員は挙手ボタンを押していただきたいと思います。いらっしゃらないようですので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。報告ありがとうございました。

その他、事務局から発言を求められておりますので、事務局から御説明をお願いします。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

はい、自然保護課総括課長をしております引屋敷でございます。その他ということで本審議会の直接の報告事項ではございませんが、昨年中はツキノワグマの出没が相次ぎまして、過去最多の出没件数になったというところで、県におきましても、これを受けまして被害の防止に向けた対策強化してるところでございますので、本日はこの場をお借りしてその概要について御説明させていただきたいと考えております。

資料の7でございます。資料7「岩手県におけるツキノワグマ被害対策」でございます。ページおめくりいただきまして1ページ目御覧いただきたいと思います。こちらです。ツキノワグマの出没件数等についてまとめてございます。

1の出没件数でございますが、12月末現在で9,542件となっております。年末にはですね、だいぶ出没件数落ち着いて参りましたが、現在の統計方法となりました、平成24年度以降、過去最多の件数というふうになってございます。

2の人身被害件数でございます。12月末現在で37件38人、うち死亡事故でございますが、こちらは5件5人となっております。死亡事故についても残念ながら過去最多となっております。

また3番目の捕獲数でございますけれども、市町村における有害鳥獣捕獲等によりまして、11月末現在であくまでも暫定値ということになりますが、こちらに記してありますように、1,144頭という状況となっております。

ページおめくりいただきまして、2ページ目、「2ツキノワグマ対策基本方針」というところを御覧いただきたいと思います。ただいま御説明いたしましたようにクマによる被害、この状況を非常に重く受けとめまして、県ではですね昨年11月でございましたが、人身被害の防止対策等に向けた対策方向性、5つの柱からなる「ツキ

「クマ対策基本方針」こちらの概要を掲載してございますが、この基本方針を取りまとめてございます。

こちらのスライドにおきましては、その対策の主なもの、柱ごとにお示ししてるところでございます。

まず柱の1つ目、人の生活圏への出没防止でございます。主なところ申し上げますと、有害鳥獣捕獲のさらなる推進、農地への侵入防止柵の設置、或いは市街地への出没ルートとなる河川敷等の刈り払い、或いは緩衝帯の整備というものに取り組んで参ります。

このうちですね、河川の管理というところでも刈り払うところなんですけど、県管理河川におけます樹木の伐採等についてですね、人身被害の発生状況や、市町村からの要望などを踏まえまして、対象となる河川及び実施箇所を選定いたしまして、冬眠明けのクマの出没までに間に合いますよう、できるだけ早く事業をするということにしております。

またですね、この記載中デジタル技術関連のところでございますけれども、県におきましてクマの出没情報を、県民の皆さんが通報共有できるアプリというのを導入目指して今取り組んでいるところでございます。

続きまして(2) 出没時の緊急対応でございますけれども、狩猟免許等を有するものを県がガバメントハンターとして任用いたしまして、クマ捕獲業務を推進するとともに、麻酔捕獲体制の確保、或いは緊急銃猟に係る捕獲従事者への手当の経費について、市町村への支援を進めて参ります。

この他の麻酔対策の強化でございますけれども、市街地等での緊急銃猟の実施にあたりまして、安全性が確保できない場合もございます。この場合にはですね、麻酔銃或いは麻酔吹き矢を用いて捕獲するという事も想定して参りますので、麻酔捕獲者、特に吹き矢による捕獲者に養成し、必要な体制の強化というのを図って参ります。

またですね、ガバメントハンターの任用についてございますが、狩猟免許保持者を任用いたしまして、県が実施する指定管理活動事業を実施する他、市町村から要請があった場合には、緊急銃猟或いは有害捕獲における支援というものを実施して参るものでございます。

(3) クマ類個体群管理の強化でございます。新たに箱わなやセンサーカメラ導入しながら、指定管理鳥獣捕獲等事業によるさらなる捕獲を進めて参ります。

ページをめくりいただきまして、(4) 人材の確保・育成でございます。こちらにつきましては、まずクマ対策アドバイザーを派遣いたしまして、市町村への被害防止対策っていうのを支援していくというものでございます。こちらですが、ツキノワグマの生態や被害防止、被害対策など、知見を有する野生動物の専門家を、市町村等に派遣いたしまして、市町村における効果的な取り組みといったものを支援するという

ものでございます。

最後に（５）対策の実効性を高める体制の整備等についてでございますけれども、こちらは被害防止に向けた情報発信等の強化に努めて参りたいというふうに考えてございます。

これらの対策を含めまして県では引き続き、適時適切な情報の発信に努めながら、市町村や猟友会などの関係機関と連携いたしまして、県民の安全確保に向けた取り組みを推進して参ります。

また、これまでもクマの注意喚起に取り組んできたところでございますが、今後はですね、エサ不足から早期に冬眠に入ったクマが春先早くに冬眠から目覚める可能性もございますので、今後はですねクマの生態も含め、春先に山に入る場合の対策等について、機会をとらえながらですね、早期に注意喚起を行って参りたいというふうに思いますので、委員の皆様方におかれましてはですね、ぜひこういった周知ということで努めていただければというふうに考えてございます。以上でございます。

○ 渋谷会長

御説明ありがとうございます、ありがとうございました。ただいまの御説明について、会場の委員の皆様方から御質問等あれば承りたいと思います。何か、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて、リモート出席の委員の皆様方で御質問のある方いらっしゃいましたら、挙手ボタンを押していただきたいと思います。よろしくお願ひします。高田委員さん。

○ 高田委員

はい。旅館組合の高田ですけど聞こえますか。

○ 渋谷会長

はい、聞こえます。聞こえますか。お願ひします。

○ 高田委員

はい、聞こえますかあまり音声途切れ過ぎてなんて言うか全くわからないんですよね。マイクのせいなのかそれともどうも聞いていると、個人個人のしゃべり方で差があるように感じるんです。ちょっと何とか対処の方よろしくお願ひします。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。私の方は聞こえますでしょうか。

○ 高田委員

はい、聞こえます。

- 渋谷会長
質問等あれば、ということですがよろしいでしょうか。
- 高田委員
はい、結構です。
- 渋谷会長
はい、ありがとうございます。
鈴木委員さん、お願いします。
- 鈴木委員
はい、鈴木です。聞こえますでしょうか。
- 渋谷会長
はい、聞こえます。お願いします。
- 鈴木委員
はい、報道等によれば、岩手県も来年度から、クマ対策の専門家を雇用するというニュースを聞いたんですけども、その専門職員についてはこの資料の中に見当たらないように思うんですが、いかがでしょうか。
- 引屋敷自然保護課総括課長
はい、御質問どうもありがとうございます。ただいま鈴木先生の方からお話あった専門職員ですが、こちらですね資料には直接掲載はしてございませんが、お話のあった通り来年度の4月1日に任用を受けて、ただいま選考を進めているところでございます。
- 鈴木委員
なるほど、では、この資料ではまだ反映されていないということで
- 引屋敷自然保護課総括課長
はい、とこちらの方ですね、もっぱら令和7年度、今年度の事業の方を掲載させていただいてございまして、大変恐縮であります、こちらは直接言及がないのはそういう理由でございます。

- 鈴木委員
すいません、最後の方が聞き取れませんでした。ゆっくりしゃべってください。
- 引屋敷自然保護課総括課長
はい、こちらですね、資料でございますけれども、今年度の事業を主に掲載してございましたので、直接の言及というか記載はございません。大変申し訳ございません。
- 鈴木委員
なるほど、理解しましたありがとうございます。
- 渋谷会長
はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。会場の皆様、よろしいでしょうか。どうも御報告ありがとうございました。
その他、会場の委員の方から何かございましたらお願いいたします。リモート出席の委員の皆様方の方から何かございましたら、挙手ボタン押ししていただければと思いますが、特によろしいでしょうか。それでは特にご発言がないようですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。
。
- 内城副部長兼環境生活企画室長
東北経済産業局さんの方から情報提供あるかというふうに伺っておりましたが、大丈夫でしょうか。
- 東北経済産業局
すいません、東北経済産業局の環境資源循環経済課、佐々木でございますが、聞こえておりますでしょうか。資料を提供していたと思うんですけどそちら映してもらってよろしいでしょうか。
- 渋谷会長
はい、よろしく申し上げます。
- 東北経済産業局
東北経産局ではサーキュラーエコノミー推進シンポジウムということで、3月10日14時から17時の間にセミナーを開催することになっております。
場所は仙台市中小企業活性化センターとなっております。わかりやすく言えば仙台駅前のアエルの6階でイベントを開催する予定です。定員140人ですが、まだ、余

裕があります。

中身としましては資源有効利用促進法の改正で、再生プラスチックを利用しなければならない事業が義務化されまして、法律の施行に伴いまして、自動車、家電、容器包装等について、再プラ義務化が始まります。これらについて経済産業省本省の担当者が説明します。

講演2としましては、プラスチックリサイクル技術の動向等ってということで、山形大学のです副学長の伊藤浩志先生から、プラスチック業界の動向についてお話いただく予定にしております。

講演3としまして、経済産業省のサーキュラーエコノミー政策等について、当課の担当から説明いたします。

当日は、オンラインは無く、直接の説明になりますので、お時間許す方は参加していただければと思います。また、関係する業種企業の方にも合わせて広報いただくと助かります。

よろしく願いいたします。経産局からは以上でございます。

○ 渋谷会長

はい、情報提供ありがとうございました。それでは事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

渋谷会長、円滑な進行ありがとうございました。

また委員の皆様方におかれましても、途中音声の不備ございまして大変失礼をいたしました。円滑な進行本当にご協力いただきましてありがとうございました。

現在の委員の皆様方でございますが、任期が本年3月末までとなっております。今回の本審議会が任期中最後の開催ということになってございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本県の環境行政の推進に対して、これまで貴重な御意見を多数いただきましたことを感謝申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

それでは、以上で本日の審議会を終了させていただきたいと思います。皆様大変お疲れ様でございました。気をつけてお帰りいただければと思います。ありがとうございました。